PwCベトナムニュースブリーフ

税関上の要件を満たさないEPEについて優遇対象外となるとの見解を示した税関当局の公式書簡

2026年8月



ご一読ください

2026年8月7日、税関は、非関税地域に適用される税関検査および監督要件を1以上満たさなくなった輸出加工企業（「EPE」）への税制政策の適用に関する地域税関支局IVからの問い合わせに対し、公式書簡第20010/CHQ-GSQL号を発行しました。

詳細

政令第134/2016/ND-CP号（政令第18/2021/ND-CP号により補足）第28a条に基づき、EPE（輸出加工施設）は、規定された税関検査および監督要件を満たすことを条件として、非関税地域に適用される税制上の取り扱いを受ける権利を有することとされています。以下の全ての要件を満たす必要があります。



事業所と周辺地域を隔てる物理的なフェンスを維持すること。



商品保管場所に24時間365日稼働するカメラ監視システムを運用し、そのデータは税関当局に接続され、アクセス可能であること。



適用される規制に従って非課税扱いの対象となる商品を管理するためのソフトウェアシステムを備えていること

税関当局は、公式文書第20010/CHQ-GSQL号において、投資法を規定する政令第96/2026/ND-CP号第23条第3項に言及しました。同項は次のように規定しています。

「3. 投資優遇措置が適用される期間中、投資プロジェクトが一定期間、当該優遇措置の条件を満たさない場合、投資家は、条件が満たされない期間について投資優遇措置を受ける権利を有しない。」

上記の規定に基づき、税関当局は、EPEが税関検査・監督要件を満たさなくなった場合、当該要件を満たさなくなった期間中は、非関税地域に適用される税制上の優遇措置を受ける資格を失うとの見解を示しました。

特筆すべきは、公式文書において、貨物の通関または引き渡し後に非課税ステータスまたは適用される税制上の優遇措置が変更された場合、新たな税関申告書の提出を義務付ける規定にも言及している点です。これは、税関当局が、EPEが非関税地域としての優遇措置に必要な条件を維持できなかった場合に生じる税務上の影響を検討していることを示しています。

税関局はさらに、第4地域税関支局に対し、各事案をそれぞれの事実と状況に基づいて審査し、EPEが1つ以上の税関検査・監督要件を満たさなかった期間を特定し、その権限の範囲内で事案を処理するよう要請しました。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com

www.pwc.com/vn

©2026 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.